

# 企画競争説明書

業務名称：グアテマラ国プライマリ・ヘルスケアを通じた母子  
栄養改善プロジェクト

調達管理番号： 21a00564

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年9月22日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年9月22日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：グアテマラ国プライマリ・ヘルスケアを通じた母子栄養改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年12月 ～ 2026年1月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年12月～2022年11月

第2期：2022年12月～2026年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

#### 【第2期】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の12%を限度とする。

#### (6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：伊里 舞子 [Isato.Maiko@jica.go.jp](mailto:Isato.Maiko@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

人間開発部 保健第一グループ保健第一チーム

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年10月1日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年10月7日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2022年10月22日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)  
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名 : (調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書

[例 : 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020 年 4 月) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）  
本邦研修に係る経費（国内事業費）

ベースライン調査およびエンドライン調査（現地再委託経費）それぞれ上限を300万円とする。

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 広報活動および活動費用:200万円（各期100万円ずつ）
  - b) 機材費:100万円
  - c) 本邦研修に係る経費（国内事業費）：600万円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨（GTQ）＝14.526800円
  - b) US\$ 1 ＝109.862000円
  - c) EUR 1 ＝129.628000円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項  
特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／栄養
  - b) 母子保健
  - c) 地域保健

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約61人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

## 1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年11月10日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点 \*
- ⑤価格点 \*

\* ④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：母子栄養にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／栄養
- 母子保健
- 地域保健

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／栄養）】

- a) 類似業務経験の分野：栄養にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：中南米地域
- c) 語学能力：英語またはスペイン語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 母子保健】

a) 類似業務経験の分野：母子保健にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：中南米地域

c) 語学能力：英語またはスペイン語

【業務従事者：担当分野 地域保健】

a) 類似業務経験の分野：地域保健にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：対象国・地域評価せず

c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	<b>(26)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／栄養</u>	<b>(21)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	—	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(5)</b>	<b>(10)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>母子保健</u>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>地域保健</u>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年10月28日（木） 11：00～12：30  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - a) Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - b) 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「グアテマラ国 プライマリ・ヘルスケアを通じた母子栄養改善プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

グアテマラは栄養不良の問題を抱えており、2014-2015年時点での5歳未満児の慢性栄養不良（発育障害）の割合は46.5%<sup>2</sup>と中南米地域で最も高く、世界でも6番目に高い<sup>3</sup>。慢性栄養不良は貧困率とも相関関係があり、貧困率の高いトトニカパン県およびキチェ県ではそれぞれ70%および68.7%（2014年）<sup>2</sup>と深刻な状況である。また低出生体重児は、全国平均で約15%にもものぼる。さらに5歳未満児の重度急性栄養不良（消耗症）については、1995年の3.9%から0.7%（2014年）<sup>2</sup>に大幅に減少したものの、2020年は新型コロナウイルスの影響も加わり、2019年の15,547件から約8割増加（27,907件）<sup>4</sup>している。

加えて同国では成人・子どもともに過体重、肥満が増加しており、5歳未満児の過体重は4.9%<sup>2</sup>、成人の肥満は男性51.4%、女性59.9%（2016年）<sup>5</sup>であり、生活習慣とも関連の強い疾病の死亡率について心血管疾患は10%（1990年）から16.8%（2019年）<sup>6</sup>、糖尿病／慢性腎不全は2.4%（1990年）から13.4%（2019年）<sup>6</sup>へ増加傾向である。このように低栄養と過栄養が併存する「栄養不良の二重負荷」の問題を抱えており、栄養改善と健康づくりの意識を醸成する必要がある。

同国政府は、中南米域内のプライマリ・ヘルス・ケア（PHC）の重要性を再確認したモンテビデオ宣言（2005年）に同調する形で保健・栄養政策を整備している。2005年には食糧栄養安全保障に係る国家システム法を制定し、食糧栄養安全保障庁（La Secretaría de Seguridad Alimentaria y Nutricional de la Presidencial de la República。以下、「SESAN」という。）をマルチセクター間の調整機関として設置した。2011年には世界でもいち早く栄養改善拡充イニシアティブ（Scaling Up Nutrition）への参加を公式表明し、長期国家開発計画「K'atun 2032」（2014年）でも、食の安全と5歳未満児の栄養保証を優先事項としている。また2020年に慢性栄養不良及び母子に関連する死亡率の改善を重点課題に掲げ、より包括的・分野横断的に取り組むため、栄養改善戦略（Gran Cruzada Nacional por la Nutrición。以下、「Cruzada Nacional」という。）を打ち出した。同戦略は、国連児童基金（UNICEF）の栄養概念モデルを基礎とし、政府、企業、NGO、国際機関、学術機関、宗教団体、市民団体など全てのステークホルダーが連携し、

<sup>2</sup> Encuesta Nacional de Salud Materno Infantil 2014/2015

<sup>3</sup> <https://www.unicef.es/noticia/desnutricion-en-guatemala>

<sup>4</sup> SESAN 2020

<sup>5</sup> PAHO/WHO Core Indicators 2019: Health Trends in the Americas

<sup>6</sup> Institute for Health Metrics and Evaluation, GBD Compare

貧困層および先住民族など周辺化された人々に焦点を充てつつ、全国民の栄養状態を改善することを目的とし、個人やコミュニティレベルへの介入や、コミュニティ開発評議会や市開発評議会等を通じたマルチセクターでの取り組みを推奨している。

しかしCruzada Nacionalによれば、同国の栄養不良は、貧困や格差に関連する社会的及び開発的要因が絡み合う構造的な問題であることが指摘されている。その根本原因として性別や民族による排除と差別があり、結果としてコミュニティレベルでの基本的なサービスや栄養改善のための情報を受けることが困難となっており、妊産婦の栄養不良や不十分な食物摂取、重度の感染症を引き起こしていることに言及している。

こうした課題の解決のため、同国政府から、複数のセクターを巻き込みながら、母子栄養改善のためのPHCデリバリーにかかる戦略が、パイロットコミュニティで運用されることで、母子の栄養改善を目指す技術協力プロジェクトの要請がなされた。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

プライマリ・ヘルスケアを通じた母子栄養改善プロジェクト

#### (2) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、対象地域において、コミュニティ人材<sup>7</sup>によって補強される「母子栄養改善のためのPHCデリバリー戦略」を策定し、PHCサービスを協働で提供する人材（保健医療従事者とコミュニティ人材）の能力を強化し、市レベルにおけるコミュニティ人材によるマルチセクターな活動を実施して、戦略の展開プロセスと教訓を他の保健管区事務所（DAS）へ共有する。これにより、「母子栄養改善のためのPHCデリバリー戦略」の運用を図り、もって母子の栄養の改善に寄与することを目的としている。

#### (3) プロジェクトサイト

トトニカパン県およびキチエ県

（詳細計画策定調査にてコミュニティを選定する）

#### (4) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

- 1) 直接受益者：パイロットコミュニティの保健医療従事者とコミュニティ人材
- 2) 間接受益者：トトニカパン保健管区およびキチエ保健管区の妊産婦、5歳未満児とその母親、出産可能年齢にある女性

#### (5) 本プロジェクトのスケジュール（協力期間）

---

<sup>7</sup> 本プロジェクトにおけるコミュニティ人材とは、「コミュニティにおけるPHCサービスの提供を支援する役割を果たす、機能しているコミュニティレベルの既存ボランティア」と定義する。このコミュニティ人材には、保健委員会のメンバー、コミュニティ・ファシリテーター、コマドローナなどが含まれる。

2021年12月～2025年11月を予定（48か月）

（6）上位目標と指標（現時点での指標や活動は暫定的なものであり、ベースライン調査、詳細計画策定調査後に確定させる。以下同様。）

対象県保健管区の母と子どもの栄養が改善される。

指標1：対象保健管区における5歳未満児の慢性栄養不良（Stunting）割合がXX%からXX%になる。

指標2：対象保健管区における妊娠合併症の割合がXX%からXX%になる。

（7）プロジェクト目標と指標

母子栄養改善のためのPHCデリバリー戦略が、パイロットコミュニティで運用される。

指標1：妊婦健診時に栄養指導を受けた妊婦の割合がXX%からXX%になる。

指標2：6か月未満児の完全母乳育児の割合がXX%からXX%になる。

指標3：最低食事多様性の水準を満たしている6-23か月の子どもの割合がXX%からXX%へ増加する。

（8）期待される成果

成果1：コミュニティ人材によって補強される「母子栄養改善のためのPHCデリバリー戦略」（以下、「PHCデリバリー戦略」という。）が策定される。

成果2：母子栄養改善のためにパイロットコミュニティで、PHCサービスを協働で提供する人材（保健医療従事者とコミュニティ人材）の能力が強化される。

成果3：SESANのリーダーシップのもと、市レベルにおける調整を通じて、マルチセクトラルな活動が実施される。

成果4：戦略の展開プロセスと教訓が他のDASへ共有される。

指標1：「PHCデリバリー戦略」が保健省（MSPAS）により承認される。

指標2：保健医療従事者とコミュニティ人材による母子栄養改善にかかる活動が少なくとも1か月に1回実施される。

指標3：すべてのパイロット市においてマルチセクトラルな活動が実施される。

指標4：ナレッジ共有セミナーが実施される。

## (9) 活動の概要

- 活動 1-1 : 栄養状態、社会経済的状況、既存のリソースやその他の関係者に関するマッピング分析を行い、パイロットとなる市やコミュニティを選定する。
- 活動 1-2 : パイロットコミュニティでベースライン調査を実施する。
- 活動 1-3 : パイロットコミュニティにおいて、母子栄養改善のための PHC サービスの課題を特定する。
- 活動 1-4 : コミュニティ人材が支援の役割を果たせる母子栄養改善のための PHC サービスを選定し、その戦略の枠組みを構築する。
- 活動 1-5 : 戦略のためのガイドライン案を作成する。
- 活動 1-6 : 保健サービス統合システム総局 (SIAS)、SESAN、DAS、市保健管区事務所 (DMS)、市役所、県食糧栄養安全保障委員会 (CODESAN)、市食糧栄養安全保障委員会 (COMUSAN)、市開発審議会 (COMUDE)、その他関連組織とのワークショップを実施し、戦略について議論する。
- 活動 1-7 : 戦略の検証のため、パイロットコミュニティでエンドライン調査を実施する。
- 活動 1-8 : MSPAS が、戦略のガイドラインを承認する。
- 活動 2-1 : MSPAS との連携により、保健医療従事者がコミュニティ人材を研修するための教材を開発する。
- 活動 2-2 : コミュニティ人材の活動に必要な物品を提供する。
- 活動 2-3 : コミュニティ人材の活動のために、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、オンライン会議、ショートメッセージサービス (SMS) などの革新的で持続可能なコミュニケーションツールを準備する。
- 活動 2-4 : 市保健管区に所属する保健医療従事者向けの研修を実施する。
- 活動 2-5 : コミュニティ人材のための研修教材を作成する。
- 活動 2-6 : 保健医療従事者によるコミュニティ人材のための研修を実施する。
- 活動 2-7 : 保健医療従事者と能力強化されたコミュニティ人材の参加を得て、「PHC デリバリー戦略」を実施する。
- 活動 2-8 : 相互学習により、互いのコミュニティの活動を視察し、学ぶ。
- 活動 2-9 : 保健医療従事者とコミュニティ人材のための研修教材を完成させる。
- 活動 3-1 : トトニカパン県とキチェ県の CODESAN と COMUSAN の定例会議に参加する。
- 活動 3-2 : トトニカパン県とキチェ県の CODESAN と COMUSAN の運営・調整能力を分析する。

活動 3-3 : COMUSAN の年間運営計画に基づく活動をレビューし、さらなる改善のための助言を行う。

活動 3-4 : SESAN によって任命された「モニタリング担当者」の活動を監視し、さらなる改善のための助言を行う。

活動 3-5 : DMS と COMUSAN に参加しているアクターによるマルチセクター活動の共同実施および記録作成を促進する。

活動 3-6 : マルチセクター調整を改善するための COMUSAN の取り組みから得られたグッドプラクティスや教訓を分析し、異なるコンテキストに適用するためのノウハウを特定する。

活動 4-1 : プロジェクトから得られたグッドプラクティスや教訓を分析する。

活動 4-2 : 異なるコンテキストで実施可能な普及ガイド案を作成する。

活動 4-3 : 他の DAS やステークホルダーを対象としたナレッジ共有セミナーを開催する。

#### 第 4 条 業務の目的

「プライマリ・ヘルスケアを通じた母子栄養改善プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成を支援する。

#### 第 5 条 業務の範囲

本業務は、2021 年 8 月に JICA が MSPAS と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第 4 条 業務の目的」を達成するため、「第 6 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 7 条 業務の内容」に示す事項を行い、「第 8 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第 6 条 実施方針及び留意事項

##### (1) 業務のフェーズ分け

本業務については、以下の 2 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第 1 期 : 2021 年 12 月～2022 年 11 月
- ・ 第 2 期 : 2022 年 12 月～2026 年 1 月

このため、第 1 期契約期間の終了時点において、第 2 期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て第 2 期契約することとする。なお、本フェーズ分けの期間については、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することも可とする。

## (2) 二段階計画策定方式の適用について

本プロジェクトは二段階計画策定方式を適用しており、2021年6月に基本計画策定調査を実施した。2021年8月のR/D署名をもって、MSPASと大まかなPDMについて合意している。今後、2021年12月～2022年2月頃にコンサルタントによって実施予定のベースライン調査の結果を踏まえ、2022年8月頃にJICAが詳細計画策定調査を実施し、パイロットコミュニティ、詳細なPDM（評価指標や活動）について、グアテマラ政府と合意しR/Dを改訂する。

## (3) コロナ禍でのプロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート（C/P）のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化により、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。2020年1月頃から始まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行では、MSPASならびにプロジェクト対象地域にあるDASやDMS、保健医療施設が対応に迫られており、プロジェクトを取り巻く環境の変化に十分対応した活動を実施していくことが必要である。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

## (4) 栄養不良にかかる政府の取り組みを念頭に置いた協力の実施

栄養不良にかかる政府の取り組みは第2条「プロジェクトの背景」の通り。コンサルタントは政府のこれらの計画や取り組みを踏まえ、活動計画及び内容を定めることとする。

## (5) プライマリ・ヘルス・ケア（PHC）のコンセプトに基づく協力について

世界保健機関（WHO）によるPHCのコンセプトは、（ア）住民のニーズに基づく、（イ）地域資源の有効活用、（ウ）住民参加を活用、（エ）他のセクター（農業、教育、通信、建設、水・衛生など）との協調、統合、（オ）適正技術の使用、の5つの要素で定義される。本プロジェクトではPHCというコンセプトのもと、母子栄養改善を切り口として、各種の取組み（一次医療施設の医療従事者の能力強化、コミュニティ人材の能力強化、持続可能で革新的手法を用いた健康・栄養教育の実践、市レベルのマルチセクター調整とその実践）を行うことで、住民の一次医療サービスへのアクセスを高めることに留意すること。

## (6) 行動変容コミュニケーション専門家の投入について

上記（5）に記載の「持続可能で革新的手法を用いた健康・栄養教育の実践」のために、「行動変容コミュニケーション」の専門家の投入を検討してい

る。具体的には、「住民参加」や「ヘルスプロモーション」などの経験がある専門家で、SNS やデジタルデバイスを用いた行動変容の経験を有する人物を想定している。

### (7) マルチセクトラルな実施体制

本プロジェクトの C/P はグアテマラ保健省（MSPAS）内の保健サービス統合システム総局（SIAS）であり、直接的な C/P は DAS キチュエ、DAS トトニカパンを想定しているものの、マルチセクトラルな栄養改善を促進するため、食糧栄養安全保障庁（SESAN）と共にマルチセクトラルなモニタリング体制の強化にも取り組む。

成果3の活動は主に SESAN のリーダーシップのもとで実施することを MAPAS SIAS、SESAN と R/D で合意済みである。県や市レベルにおいては県食糧栄養安全保障委員会（CODESAN）や市食糧栄養安全保障委員会（COMUSAN）が設置されており、DAS や DMS 所属の保健医療従事者やその他の省庁の下位組織の関係者が栄養改善にかかるマルチセクトラルなモニタリングや活動の推進に取り組んでいる。プロジェクト実施においては、CODESAN、COMUSAN との連携が主になることが想定される。

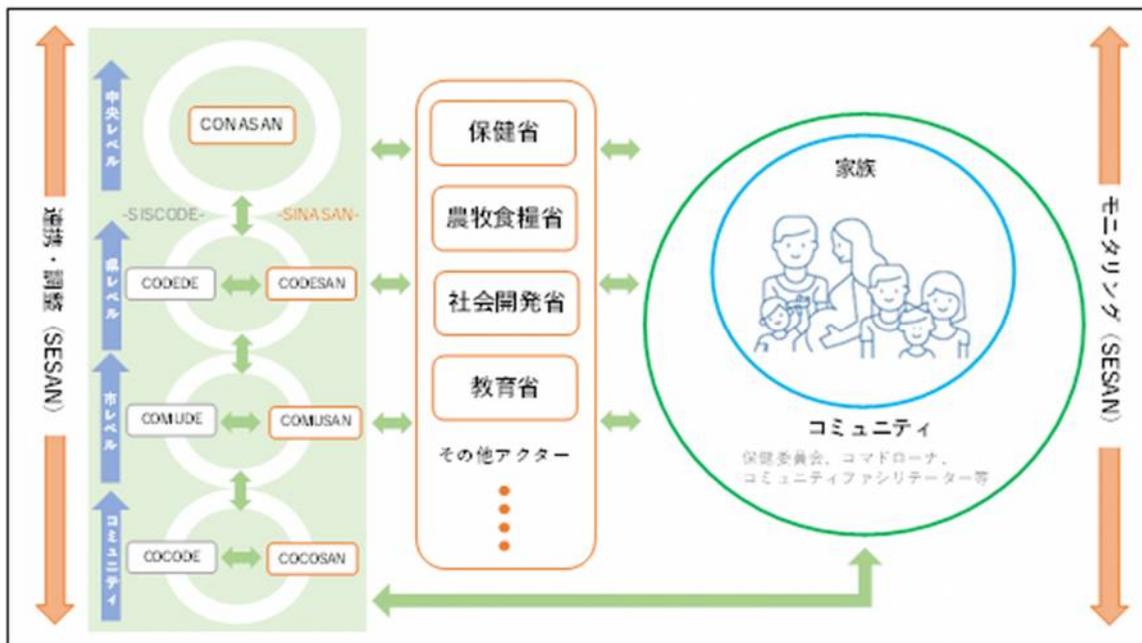


図 1 栄養改善にかかるマルチセクトラルな体制<sup>8</sup>

プロジェクトの有効かつ確実な実施のため、本プロジェクトにおいては以下の組織を設置することとしている。各組織のメンバー等の詳細については、R/Dを参照することとし、コンサルタントは C/P を通じて下記の会合開催の調整を行い、それら会合に参加する。

<sup>8</sup> Gobierno de Guatemala 2020 Gran Cruzada Nacional por la Nutrición, SESAN, 2020 Estrategia Nacional de Gobernanza en Seguridad Alimentaria y Nutricional をもとに調査団作成

1) 合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee。以下、「JCC」という。)(R/Dで合意済)

本委員会は、プロジェクト関係機関の調整を促進し、プロジェクトを効果的に運営するため、少なくとも年に一回以上開催し、プロジェクトの年間活動計画の承認、全体の進捗についてレビュー、プロジェクトのモニタリングや評価の実施、主要な課題についての意見交換等を行う。

2) 運営委員会 (Steering Committee。以下、「SC」という。)(R/Dで合意済)

本委員会は、合同調整委員会の下部組織として、3ヶ月に一回開催し、年間活動計画の修正、プロジェクト活動の管理、モニタリング評価、調整を行う。

3) 技術チーム (Technical Team。以下、「TT」という。)

技術チームは、両DASの専門人材によって構成される。詳細についてはC/Pと協議のうえ決定するが、構成メンバーとして、モニタリング担当、保健統計担当、母子保健・栄養改善技術担当、プロモーション担当など、本プロジェクトの活動構成に関連する人材の配置を要請し、配置に同意を得られるよう、必要な取り組みを行う。

#### (8) プロジェクトの事務所の設置について

プロジェクトの実施期間中は原則として、DASキचे及びDASトトニカパン内の執務スペースを拠点として活動を行うことを想定している。加えてMSPAS SIAS事務所内にも執務スペースを確保することで先方と合意済みであり、コンサルタントは省内関係者との情報共有に努める。

#### (9) 過去の技術協力プロジェクトの成果・教訓の活用

JICAはこれまで妊産婦と子どもの健康や栄養の改善のため「ケツアルテナンゴ県こどもの健康プロジェクト」(2005年～2009年)、「ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母と子どもの健康プロジェクト」(2011年～2015年)を実施済みであり、実施中の「妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト」(2016年～2021年)にて、第一次・二次レベルの医療従事者の育成やモニタリング・スーパービジョンの強化を通じ、母子保健・栄養サービスの提供および運営能力の向上に貢献した。またコミュニティにおける保健医療従事者やコミュニティリーダーの栄養改善プロモーション活動により、妊産婦の栄養に対する知識や意識に一定の改善が見られた。また、実施中プロジェクトでは、母子保健・栄養に関連した成果品(モニタリング・スーパービジョン用ツール、私の栄養カレンダー、フードモデル、妊婦用栄養評価シート、ハイリスク妊婦への継続ケア用映像教材、日本の栄養改善への取り組みを紹介したDVD教材、啓発教材等)が多く作成されており、これらをツールとして活用することが推奨される。コンサルタントは、効率的かつ効果的に研修及び教育活動を行うため、上記プロジェクトの成果および教訓を活かした活動を行う。

#### (10) JICA 他事業や栄養関連分野 JICA ボランティアとの連携

先住民の栄養改善に係る行動変容を促すためには、草の根レベルでの継続的な関与や他分野からの協力を要することから、可能な範囲で他の JICA 事業や JICA ボランティア、他の国際協力機関の事業と連携する。

JICA 事業に関しては、2021 年度 JICA は水・衛生分野の基礎情報収集・確認調査の実施を予定しており、地方、特に、プロジェクト対象地域周辺の給水、水質状況や衛生設備の整備状況等の現状把握及び課題の抽出を行い、技術協力プロジェクトや無償資金協力等の案件形成を模索している。また 2021 年度後半、農業開発アドバイザー（SHEP）及び一村一品運動広域アドバイザーの派遣が予定されている。これらのプロジェクトは、農家及び地方零細起業家等の所得・生計向上を目的としている。また国別研修「行政能力強化」においては、地方自治体を対象に住民のニーズに即した開発計画の策定及び実現ができる人材育成を目指している。コンサルタントは JICA グアテマラ事務所が主体となり、本プロジェクトおよびこれら他プロジェクトとの連携による相乗効果を目指していることに留意しつつ、前述プロジェクトが関与する地方自治体や COMUDE、COMUSAN 等が本プロジェクトサイトと重なる場合には、積極的な連携案を JICA に提示する。

また JICA ボランティアに関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、帰任・新規派遣が一時停止しているものの、キチエ県やトトニカパン県にはこれまでも栄養士、助産師、野菜栽培、家政・生活改善等のボランティアが派遣されている。ボランティアの活動再開後には、栄養改善を中心的課題としたプログラムアプローチ促進の一環として、コンサルタントはプロジェクトや現地状況の情報交換などを行い、ゆるやかな連携を図る。

#### (11) 中南米諸国の教訓の反映

2005 年の「モンテビデオ宣言」以降、汎米保健機構（PAHO）主導の下で、PHC を基盤とする保健システム強化が中南米地域の各国で推進されている。ニカラグアでは、家庭保健チームの活動手法を簡易にまとめたガイドラインや母子保健に関連した成果品（妊産婦管理台帳、産前健診、妊娠高血圧症候群、産後出血および小児統合ケアにかかる研修ガイド、研修ファシリテーターガイド、ヘルスプロモーション基礎知識・技術ガイド等）、好事例集なども多く作成されており、これらをツールとして活用することが推奨される。コンサルタントは、効率的かつ効果的に研修及び教育活動を行うため、ニカラグアを含む中南米地域（ホンジュラス、ドミニカ共和国など）の類似プロジェクトの成果（ガイドライン、ツールなども含む）および教訓を十分に活用し、本プロジェクトによる協力成果が、将来的に中南米地域の PHC の発展的モデル形成につながるよう十分留意して協力を行う。

## (12) 他開発パートナーとの調整・連携

コンサルタントは、本プロジェクトの活動を計画・策定する際には、他開発パートナーの活動内容や戦略（中・長期を含む）などを正確に把握し、重複を避けて相乗効果を生むよう調整を行うこと。

特に基本計画策定調査時に、世界銀行（WB）とは先方プロジェクトの保健医療施設の建設・改修予定地（DAS キचे：6 か所の保健ポストを建設、11 か所の保健ポストを改修予定）と本プロジェクトのパイロットコミュニティを重ねることで相乗効果を狙うことを合意している。また DAS トトニカパンに関しては、保健医療施設の建設・改修の予定はないものの、行動変容のための介入が実施される予定である。米国国際開発庁（USAID）と国連食糧計画（WFP）からは実施中および終了したプロジェクトで作成した教材や資料、プロジェクトの経験の共有、共同での教材の改訂について提案を受けている。コンサルタントは機会を得て連携について協議を継続するとともに、ベースライン調査対象コミュニティ選定や、本プロジェクトのパイロットコミュニティ選定の際に留意する。

他開発パートナーの母子栄養分野の援助は以下の通り。

### プロジェクト：プライマリ・ヘルス・ケアと栄養プロジェクト<sup>9</sup>

援助機関	汎米保健機構（PAHO）
出資機関	欧州連合
期間	4 年間
予算	2,000 万ユーロ
援助対象分野	生後 1,000 日に重点を置いて、5 歳未満の子ども、青少年、出産可能年齢にある女性の栄養不良の改善に貢献することを目指す。
援助対象地域	ウェウエテナンゴ県、キचे県、チキムラ県、アルタ・ベラパス県の 3 県内の 22 市

### プロジェクト：健やかな成長 - グアテマラにおける保健と栄養<sup>10</sup>

出資機関	WB
期間	2017 年 3 月～2022 年 3 月
予算	1 億ドル
援助対象分野	PHC 強化のため、インフラへの取り組みに加えて、行動変容の促進、水・衛生等の活動を実施
援助対象地域	アルタ・ベラパス県（17 市）、チキムラ県（11 市）、ウェウエテナンゴ県（33 市）、キचे県（21 市）、サン・マルコス県（30 市）、ソロラ県（19 市）、トトニカパン県（8 市）

<sup>9</sup> <https://www.paho.org/es/proyecto-atencion-primaria-salud-nutricion-guatemala>

<sup>10</sup> <https://documents1.worldbank.org/curated/en/298671496042408323/pdf/PAD1922-PAD-SPANISH-PUBLIC-Creecer-Sano-in-Spanish-Final-and-Approved.pdf>

プロジェクト名：健康と栄養改善プロジェクト<sup>11</sup>

援助機関	Jhpiego
出資機関	USAID
期間	2020年7月から2025年7月
予算	1,770万ドル
援助対象分野	女性と子どもの健康と栄養状態の改善
援助対象地域	西部高原地域（ウェウエテナンゴ県、キチェ県）

プロジェクト名：健康・教育政策プロジェクトプラス(HEP+)<sup>12</sup>

援助機関	Palladium Group
出資機関	USAID
期間	2016年2月から2022年9月
予算	28,594,474ドル
援助対象分野	教育、栄養、保健の各分野におけるセクター改革と中央レベルの計画・政策を支援
援助対象地域	西部高原地域

(13) C/Pの本邦研修

契約業務の一環として、C/Pを対象とした国別研修を企画・実施する。業務実施契約への研修内包化に関しては、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015年4月版）」を参照のうえ、「研修実施」、「受入」業務の「本邦における宿舎手配」及び「研修員の国内移動手配」並びに「研修監理」業務を行う。研修は来日を予定しているものの、COVID-19に対する日本の水際対策の動向も見極めつつ、状況に応じて遠隔となる場合も想定されるためコンサルタントは適宜、JICAと事前に協議の上で対応を決定する。

(14) 車両および資機材調達

プロジェクト車両および母子栄養改善のためのPHCサービス提供に最低限必要な資機材を調達する予定である。プロジェクトの活動に合わせ、適切な時期に資機材投入を行う必要性があり、また免税による調達を要するため、JICAグアテマラ事務所により調達を行う。

資機材調達に関しては、コンサルタントはC/Pとともに必要な資機材の配布（配置）計画を作成するとともに、現地事情に即し、かつ現地調達可能な資機材のJICAが指定する入札関連書類（輸送情報シート、機材総合情報シート、仕様書案、参考銘柄情報シート、銘柄指定理由書、機材設置先/用途チェックリスト、調達先業者リスト等）を作成する。また、資機材の検品と配布については

<sup>11</sup> <https://www.usaid.gov/guatemala/programs/improved-health-nutrition>

<sup>12</sup> <https://www.usaid.gov/guatemala/programs/hep-plus>

JICA を支援する。なお、追加の資機材調達が必要が発生した場合にはコンサルタントは上記と同様に、資機材リストの作成や調達、配布を支援する。

#### (15) 民族・言語・文化に配慮したアプローチ

プロジェクトが対象とする保健管区の住民は、多くが先住民であり、貧困、格差といった課題と共に、言語、文化、心理的な格差が存在する地域である。先住民の言語・文化を尊重して活動を実施することが不可欠であるため、先住民の言語と文化を理解する人材の活用や、保健医療施設や研修で使用する教材の現地語版の作成など、住民に配慮したアプローチをとる。

#### (16) 現地人材（ローカルコンサルタント）の配置

本プロジェクトでの活動は、MSPAS SIAS、SESAN、両 DAS と各市の DMS や市役所、COMUSAN、一次保健医療施設、コミュニティなど、複数、複層に亘る関係者が関与するため、これら関係者間の調整がプロジェクトの効果的な実施を左右する。そのため受注者は、研修マネジメントや各種業務・ロジ支援等を行い、プロジェクトの活動を側面的に支援、調整するための現地人材を配置し、関係者と円滑なコミュニケーションを図り、効果的なプロジェクトの実施に努めることとする。（第1期、第2期を通じて各 DAS に1名を想定）

#### (17) SIAS や他 DAS、SESAN とのコミュニケーション強化

(15) に記載の通り、プロジェクトの効果的な実施のために、C/P 機関である SIAS と両 DAS 及び SESA N との情報交換や調整を行う必要がある。SIAS 及び SESA N は、プロジェクト活動の拠点である両 DAS とは地理的に離れていることから、密な情報交換の場（月例会議等）を持つなどの工夫をする。また現行プロジェクトの教訓として DAS 間の情報共有の薄さが指摘されている。コンサルタントは DAS 間の学び合いの機会や経験共有セミナーを開催し、プロジェクトサイトである両 DAS 間の情報共有はもちろんのこと、周辺の DAS への情報共有にも留意する。

#### (18) 研修・会議参加者の旅費（日当・宿泊料）および交通費

本プロジェクトは、グアテマラ側とのコストシェアを想定しており、原則として研修参加者に対する日当・交通費の支払いは行わない。また、研修講師（C/P）に対する日当・交通費および謝金支払いも行わない。しかし、同原則で C/P と協議を行い、COVID-19 の影響等、やむを得ない事情がある場合には、宿泊を伴う研修参加者への宿泊料（食事を含む）の支払いを行うことが可能である。また、JCC や SC の開催場所や参加者の居住地の関係により、必要に応じて旅費や交通費を支給することがある。

#### (19) 保健情報システムの効果的な活用

MSPAS では、保健情報管理システム（Sistema de Información Gerencial de Salud、以下「SIGSA」と記す。）と、疫学情報システム（Centro Nacional de Epidemiología、以下「CNE」と記す。）を使って医療関連のデータ管理を行っている。コンサルタントは、対象地域のデータ管理体制について理解し、各保健医療施設のデータ管理状況や両 DAS のモニタリング体制の強化に努める。

#### (20) 根拠ある協力効果の検証

コンサルタントは、プロジェクトの成果検証・モニタリングにあたって、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう、可能な限り客観性のある統計学的手法（事業が対象社会集団にもたらした変化を精緻に測定する評価手法である「インパクト評価」を含む）を用いた検証を行うように留意する。提案書では、プロジェクト効果の検証方法と、それも踏まえた効果的かつ効率的な活動の面的展開計画を提案すること。

#### (21) 栄養関連会議等への出席

MSPAS や SESAN が主催する栄養関連の会議、また同分野で開催されるドナー会議へ積極的に参加し、グアテマラ国内での栄養改善に係る取り組みを俯瞰するよう努め、それら会議にて得た情報については、適宜 JICA と共有すること。また、それら会議においては積極的にプロジェクト情報を共有するよう努める。

### 第7条 業務の内容

本契約業務の内容は次のとおり。

本契約では、第1期（2021年12月～2022年11月）及び第2期（2022年12月～2026年1月）に実施する業務を対象とする。コンサルタントは、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、Plan of Operation（PO）を参考にした作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後に C/P の能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

#### 各期に共通の業務

##### (1) モニタリングシートの作成

6か月毎を目安にモニタリングシート（案）を C/P とともに作成し、人間開発部及び JICA グアテマラ事務所に提出する。両者のコメントを受けて最終化する。なお、モニタリングシート（案）の西文と和文（もしくは英文）は同時に提出すること。

##### (2) JCC および SC の開催支援

コンサルタントはSIASとともに少なくとも年に1回JCCを開催し、プロジェク

トの進捗を報告し、プロジェクト全体に関する実施方針について合意を得る。  
また、3ヶ月に1回程度SCを開催し、年間活動計画の修正、プロジェクト活動の  
管理、モニタリング評価、調整を行う。

### (3) 広報活動

本協力の意義、活動内容とその成果をグアテマラ、日本国民、他ドナー等に  
広く理解してもらえよう、効果的な広報活動を行う。事務所 Facebook ペー  
ジや JICA 公式ホームページに開設予定のプロジェクトページにおいて、活動  
に関する記事の掲載（1回/2～3月程度）や国際的な会合での積極的な発信等に  
取り組む。MSPAS 内でのプロジェクト広報にも留意する。

#### 第1期：2021年12月～2022年11月

##### (1) ワーク・プラン（第1期）の作成・協議

本プロジェクトにかかる業務計画書（第1期）等を踏まえ、プロジェクトの  
全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成  
し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（西文・和文）に取り纏める。

JICA の確認後、同プラン（第1期原案）を基に、グアテマラ側関係者と協  
議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

##### (2) 母子栄養分野に係るグアテマラ政府、他機関による活動の整理・分析とプロ ジェクトサイトの選定（活動1-1に関連）

母子の栄養状態や社会経済的状況、グアテマラ国内の既存のリソースや  
MSPAS や WB・USAID などの他パートナーが実施している活動の内容を把  
握、本プロジェクトとの関連性を整理し、C/P とも協議の上でパイロットとな  
るコミュニティを選定する<sup>13</sup>。

##### (3) ベースラインの把握（現地診断）、指標設定（活動1-2に関連）

グアテマラの母子栄養分野の全体像を把握するとともに、本プロジェクトの  
成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するために想定されて  
いる下記の分野の指標を設定し、効果検証のためのプロジェクト開始時点のベ  
ースライン値を把握する。

また本調査は2022年8月頃に予定されている詳細計画策定調査時に各成果に  
かかる指標や活動の設定や、「母子栄養改善のための PHC デリバリー戦略」で  
取り組む PHC サービスを選定するために必要な情報も収集する。

上記のために行う調査は、現地再委託により実施することを認める。ベース  
ライン調査の主な項目は以下の通り。

<sup>13</sup> トトニカバン保健管区については全域（8DMS）、キチェ保健管区については2～3DMS程度を選定し、各市2～3コミュニティをパイロットコミュニティとして選定する予定。

- ① キचे保健管区、トトニカパン保健管区における代表的な母子栄養指標や妊娠合併症の発生状況
- ② キचे保健管区、トトニカパン保健管区における母子栄養改善にかかる PHC サービスの提供状況、受診状況およびその課題
- ③ キचे保健管区、トトニカパン保健管区における CODESAN、COMUSAN 及び CODESAN の会議の招集状況やマルチセクショナルな活動の実施状況
- ④ PHC サービス提供にかかる優良事例や教訓の共有の機会として実施されたセミナーや成果物（好事例・教訓数、学会発表、論文）
- ⑤ キचे保健管区、トトニカパン保健管区の 1 次医療施設において必要とされる医療機器の設置・管理状況、需要予測

#### (4) ワーク・プラン（第 1 期）の修正・合意

上記（3）のベースライン値を把握する際整理された課題を踏まえ、プロジェクトの実施方法等を具体化したワーク・プラン（第 1 期案）（西文・和文）を必要に応じて修正し、グアテマラ側関係者や他開発パートナーと協議、意見交換し、ワーク・プランとして合意する。

#### (5) 技術チームの設置

本プロジェクトでは、コンサルタントは両 DAS とともに技術チームを設置する。同チームの目的や構成等は、上記第 6 条（7）を参照のこと。

#### (6) C/P の本邦研修・現場視察（中央レベルの関係者向け）

MSPAS PHC 担当次官、SIAS 局長、SESAN 長官など 5 名程度を対象とした 2 週間程度の本邦研修・現場視察をプロジェクト開始後早期に計画する。日本の母子栄養改善にかかるマルチセクショナルな取り組みの実践を視察する。

戦後日本の栄養改善に影響を与えた要因の一つは、所得向上の他、公衆衛生（妊産婦指導など）、公衆栄養（栄養指導など）、農村開発（生活改良普及員の配置など）、生活環境（水道の普及）、教育（学校給食など）などマルチセクショナルな取組を推進したことである。また、日本は経済成長に先立って「誰一人取り残さない栄養政策」を推進してきた。日本の栄養政策は「食事を中心とした栄養政策」、「人材の養成と全国への配置」及び「科学的なエビデンスに基づく政策プロセス」の 3 つの要素を重視してきた。これら日本の経験、知見をグアテマラ政府関係者、地方自治体関係者、一次・二次レベル保健従事者及びコミュニティリーダー等が学び、グアテマラの現状に即した形で日本の経験、知見をグアテマラの栄養改善に適用するのが本研修の狙いである。

コンサルタントは参加者の要件および研修計画（研修先、研修期間、研修項目、研修回数等）についてプロポーザルで提案すること。上記第 6 条（12）も参照のこと。

## (7) 詳細計画策定調査への協力

2022年8月頃に予定されている JICA による詳細計画策定調査において、上記(2)で選定したパイロットコミュニティの正式合意や詳細な評価指標や活動を含めた PDM の作成に協力する。

## (8) 母子栄養改善にかかる PHC サービスの課題の整理と「PHC デリバリー戦略」の枠組みの検討(活動1-3から活動1-5に関連)

上記(3)ベースライン調査の結果を踏まえて、パイロットコミュニティにおける、母子栄養改善のための PHC サービスの課題を特定する。その上でコミュニティ人材によって保健医療従事者の業務を補完することができる母子栄養改善のための PHC サービスを選定する。

コミュニティ人材が担うことができる活動は、コミュニティにおける身長や体重の測定(測定器を保有することは可)、健康・栄養教育、地域・家庭訪問の補助、危険兆候の発見とリファラル補助などである。本プロジェクトで当初検討していたビタミンAの投与や成長モニタリングは保健医療従事者が行うサービスであり、コミュニティ人材が行うことはできない。制限の範囲内でコミュニティ人材の活動範囲を広められるよう SIAS と協議を検討し、理解を得る必要があることに留意すること。

選定した PHC サービスに、コミュニティ人材の選択基準、保健医療従事者とコミュニティ人材の能力強化研修計画、研修教材、モニタリング計画等の要素を加え、「PHC デリバリー戦略」として枠組みを構築し、実践のためのガイドライン案を作成する。

「PHC デリバリー戦略」の枠組み構築の際の留意点は以下の通り。

- ア) 上記第6条(5)に記載の通り、PHC のコンセプトに基づいた枠組みであることに留意すること。
- イ) 保健管区の保健医療サービスは、PHC の考えに基づいた「保健管区のケアとマネジメントモデル」(MSPAS 2018 Modelo de Atención y Gestión para Área de Salud) に基づき提供されている。「PHC デリバリー戦略」が同モデルとは別途、本プロジェクトで新たに打ち立てたモデルととらえられないよう SIAS への十分な説明を行い、理解を得ること。

コミュニティ人材の選定基準を検討する際の留意点は以下の通り。

- ア) グアテマラは、長年にわたり保健医療サービスのカバレッジ拡大を図る取り組みが行われており、コミュニティ人材の育成が行われてきた。その呼称は、プログラムやプロジェクトによって異なるが、既に「コミュニティ人材」の用語を使用している開発パートナーもあることから、混乱を招かないよう本プロジェクトでのコミュニティ人材の定義について、関係者へ十分な説明を行い、理解を得ること。
- イ) コミュニティ人材は、保健委員会のメンバー、コミュニティ・ファシリテーター、コマドローナ(伝統的産婆)などから選定されることを想定している。ただし、母子栄養に係る組織、グループ、関係者はコミュニ

ティごとに異なるため、コミュニティの特徴、文化的背景、地域の人的資源に即したコミュニティ人材を選定する必要がある。

- ウ) 上記組織やグループのメンバーの選出はコミュニティ独自の基準に則って行われている。1) 男性、2) 18歳以上、3) 身分証明書を持っていることが要件とされている組織もあり、女性排除につながる可能性もあることから、本プロジェクトでコミュニティ人材の選定基準を検討する際には、ジェンダーバランスに配慮する必要がある。

保健医療従事者とコミュニティ人材の能力強化研修は、DMSの保健医療従事者とコミュニティ人材の双方が能力強化されることにより、現状では必要としている人々に届いていない母子栄養改善のPHCサービスをコミュニティ人材が補完し、より質の高いサービスを保健医療従事者が提供することが可能になることを狙いとしている。DASの保健医療従事者がDMSの保健医療従事者の研修を行い、能力強化されたDMSの保健医療従事者がパイロットコミュニティから選出されたコミュニティ人材へ研修を行うカスケード方式をとる。コンサルタントは、想定する研修計画（研修期間、研修項目、研修回数等）をプロポーザルにて提案すること。

モニタリングではDASの保健医療従事者が「PHCデリバリー戦略」の実践しているコミュニティを巡回し、実施状況や課題を確認し、指導を行う。フォローアップとしてDMSの保健医療従事者へ追加の研修を実施する。またDMS保健医療従事者はコミュニティ人材へのフォローアップ研修を実施する。なお、モニタリング計画の立案においては、マルチセクショナルなモニタリングを行っているSESANのモニタリング担当者との連携の可能性を検討すること。コンサルタントは、想定するモニタリング、フォローアップ計画（対象者、期間、項目、回数等）をプロポーザルにて提案すること。

- (9) 「PHCデリバリー戦略」の策定にかかるワークショップを開催（活動1-6に関連）

SIAS、SESAN、DAS、DMS、市役所、CODESAN、COMUSAN、COMUDE、その他関連組織とのワークショップを実施し、戦略について議論し、ガイドライン案を改定する。

- (10) コミュニティ人材と保健医療従事者向けの研修教材の作成（活動2-1、活動2-5に関連）

本プロジェクトではDMSに所属する保健医療従事者がコミュニティ人材の能力強化を行う。そのため、コミュニティ人材が使用する研修教材とその教本となる保健医療従事者が使用する指導用教材をMSPASと共に作成する。その際、上記第6条(8)(10)(11)に記載されている通り、グアテマラや中米地域におけるJICAの過去のプロジェクトで作成された教材や、他ドナーが同様のプロジェクトで作成した教材を積極的に活用すること。

(11) コミュニティ人材の活動に必要な物品提供（活動2-2に関連）

上記第6条（13）を参照のこと。

(12) 持続可能で革新的なツールの検討（活動2-3に関連）

上記第6条（6）に記載した行動変容コミュニケーションの専門家を中心に、コミュニティ人材の活動を効果的に進めるために活用できる革新的で持続可能なコミュニケーションツールを検討、準備する。SIASからはソーシャルネットワークサービス（SNS）、オンライン会議、ショートメッセージサービス（SMS）などの例が上がっている。コンサルタントはプロポーザルにて提案を行うこと。

(13) 保健医療従事者向けの研修の実施（活動2-4に関連）

上記（8）で策定した研修をDASと共に実施する。

(14) CODESAN と COMUSAN への参加と分析（活動3-1から活動3-4に関連）

主に組織マネジメントの専門家を中心となりトトニカパン県とキチェ県のCODESAN と COMUSAN の定例会議にDAS およびDMSの担当者と共に参加し、その運営能力やマルチセクター間の調整能力を分析する。また、COMUSANの年間運営計画に基づく活動をレビューし、さらなる改善のための助言を行う。市レベルにはSESANによって任命された「モニタリング担当者（モニター）」が活動しており市レベルでのマルチセクトラルな活動の推進、COMUSANの会議の招集を行っている。彼らの活動を監視し、さらなる改善のための助言を行う。

(15) グッドプラクティスや教訓の分析（活動4-1関連）

第1期の期間中の活動から得られたグッドプラクティスや教訓を分析する。

(16) 活動計画の見直し

上記活動の結果を踏まえ、第2期の活動内容について、SIAS やSESAN、関係機関と協議し、コンサルタントの活動計画案を必要に応じて修正する。JICAの確認後、第2期以降の活動内容についてMSPAS SIAS、SESANの合意を得る。

(17) プロジェクト業務進捗報告書（第1期）の作成

第1期契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書（第1期）として取りまとめる。

※第2期の活動は第1期の結果により見直す予定であるが、現時点で想定される活動は以下の通り。

第2期： 2022年12月～2026年1月

(1) ワークプラン（第2期）の合意

業務計画書（第2期）に基づき、第2期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期案）（西文・和文）を作成し、現地グアテマラ側関係者と協議、意見交換し、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(2) 保健医療従事者向けの研修の実施（活動2-4に関連、継続）

上記第1期（13）の研修を継続する。

(3) コミュニティ人材の選定とコミュニティ人材向けの研修の実施（活動2-6に関連）

上記第1期（8）で準備し、（9）で改定した「PHC デリバリー戦略」のコミュニティ人材の選定基準に則り、コミュニティ人材を選定する。コミュニティ人材の選定の際には、コミュニティのジェンダー観など伝統的価値観に配慮し、説明や協議を十分に行い、理解を得ることに留意する。

上記第1期（8）で策定した研修をDMSの保健医療従事者と共に実施する。

(4) 「PHC デリバリー戦略」の試行（活動2-7に関連）

上記（2）及び（3）で能力強化された保健医療従事者とコミュニティ人材の参加を得て、「PHC デリバリー戦略」を実施する。

上記第1期で策定した「PHC デリバリー戦略」のモニタリング計画に則り、モニタリングと「PHC デリバリー戦略」の実施のフォローアップを行う。

(5) キचे保健管区とトトニカパン保健管区間の学び合いの機会の確保（活動2-8に関連）

キचे保健管区およびトトニカパン保健管内の保健医療従事者とコミュニティ人材が相互のコミュニティを訪問しあうことで、相互学習の機会を設ける。この相互学習の機会はMSPAS PHC 担当次官から提案があったもので、特性の異なる県・市・コミュニティ同士で、両者のグッドプラクティスや教訓を共有することで、「PHC デリバリー戦略」の改良や標準化のアイデアを得るのが狙いである。

(6) C/Pの本邦研修・現場視察（地方レベルの関係者向け）

DASやDMSの保健医療従事者やコミュニティ関係者、または地方自治体等の人材などを対象とした2～3週間程度の本邦研修・現場視察をプロジェクト中盤に計画する。日本の母子栄養改善にかかるマルチセクショナルな取り組みの実

践を視察する。コンサルタントは参加者の要件および研修計画（研修先、研修期間、研修項目、研修回数等）についてプロポーザルで提案すること。上記第6条（12）および第1期（6）も参照のこと。

（7）研修教材の最終化

第1期（15）で分析したグッドプラクティスや教訓や、上記（5）の学び合いの機会を得た気づきなどを反映し、保健医療従事者とコミュニティ人材のための研修教材を標準化し完成させる。

（8）CODESAN と COMUSAN への参加と分析（活動3－1から活動3－4に関連、継続）

上記第1期（16）の活動を継続する。

（9）マルチセクトラルな活動の促進（活動3－5に関連）

SESANの「モニタリング担当者」を支援しながら、COMUSANに参加しているDMSと他分野のアクターとの母子栄養改善にかかるコミュニティレベルでの共同活動について定例会議で検討し、活動の計画を立案する。COCODEや市役所とも連携しながら活動のための予算措置を支援する。コミュニティレベルの共同活動はコミュニティ人材と他分野のコミュニティレベルのアクターが共同で行うことを想定している。また、定例会議や予算管理など、COMUSANの記録作成を促進する支援を行う。

（10）マルチセクター間の調整とマルチセクトラルな活動のグッドプラクティスや教訓の分析（活動3－6に関連）

COMUSANへの参加や、その取り組みから得られたマルチセクター間の調整を改善するためのグッドプラクティスや教訓を分析し、異なるコンテキストに適用するための標準化されたノウハウを特定する。

（11）プロジェクト効果検証のためのエンドラインの把握（活動1－7に関連）

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況のモニタリング・評価、「PHCデリバリー戦略」の実施やマルチセクター間の調整や活動にかかるグッドプラクティスや教訓を抽出するため、コンサルタントはプロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、MSPAS SIAS、SESAN及びパートナーに結果を共有する。エンドライン調査の実施方法については、第1期（3）のベースライン調査と合わせ、実施方法をプロポーザルにて提案すること。なお、ベースライン・エンドライン調査に寄らないプロジェクトの効果検証方法も提案可能である。

上記のために行う調査は、現地再委託により実施することを認める。

（12）MSPASによる「PHCデリバリー戦略」のガイドラインの承認（活動1－8に関連）

上記（４）、（６）をもって「PHC デリバリー戦略」のガイドラインの標準化を行い、MSPASによる承認手続きを行う。

（１３）「PHC デリバリー戦略」の普及ガイド案の作成（活動４－２に関連）

上記（１１）でMSPASの承認を受けた「PHC デリバリー戦略」を異なるコンテキストのコミュニティや保健管区へ普及するためのガイド案を作成する。

（１４）ナレッジ共有セミナーの開催（活動４－３に関連）

ガイド案の普及や「PHC デリバリー戦略」のグッドプラクティスや教訓を他のDASや関係機関へ共有するためのナレッジ共有セミナーをSIASと共にプロジェクト後半に複数回開催する。

（１５）事業完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、事業完了報告書として取りまとめる。

第8条 報告書等

（１）報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第１期はプロジェクト業務進捗報告書（第１期）、第２期は事業完了報告書とし、それぞれ（２）の技術協力成果品を添付するものとする。なお、CD-Rを提出しないレポートについても電子データをメール等で提出すること。また、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

期	レポート名	提出時期	部 数
第 １ 期	業務計画書（第１期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：２部
	ワーク・プラン（第１期）	業務開始から約1ヵ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	モニタリングシート（Ver.1）	業務開始から約2ヶ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	モニタリングシート（Ver.2）	業務開始から約7ヶ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	プロジェクト業務進捗報告書（第１期）	第１期契約終了時	西文：電子データ 和文：電子データ

第 2 期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：2部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約1ヵ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	モニタリングシート（Ver.3）	業務開始から約6ヶ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	モニタリングシート（Ver.4）	業務開始から約12ヶ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	モニタリングシート（Ver.5）	業務開始から約18ヶ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	モニタリングシート（Ver.6）	業務開始から約24ヶ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	モニタリングシート（Ver.7）	業務開始から約30ヶ月後	西文：電子データ 和文：電子データ
	事業完了報告書	第2期契約終了時	西文：2部 和文：2部 CD-R：3枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（C/Pの実施体制も含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（Work Breakdown Structure：WBS等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与負担事項

⑩ その他必要事項

イ) モニタリングシート

規定の様式に従って作成。

ウ) プロジェクト業務進捗報告書/事業完了報告書記載項目 (案)

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画 (プロジェクト業務進捗報告書のみ)
- ⑦ 添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)
  - a) PDM (最新版、変遷経緯)
  - b) 業務フローチャート
  - c) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
  - d) 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
  - e) 研修員受入れ実績
  - f) 遠隔研修・セミナー実施実績 (実施した場合)
  - g) 供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
  - h) JCC 又は SC 議事録等
  - i) その他活動実績

(2) 技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接 (技術協力成果品) もしくはコンサルタントがC/Pを支援して (技術協力成果資料) 作成する以下の資料を提出する。

なお、提出に当たっては、完成時にJICA人間開発部およびグアテマラ事務所に共有するとともに、それぞれの完成期の業務進捗報告書／業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) ベースライン調査報告書 (第1期分はプロジェクト業務進捗報告書に添付、第2期分はモニタリングシートへ添付)
- イ) エンドライン調査報告書 (プロジェクト事業完了報告書に添付)
- ウ) ガイドライン・マニュアル、セミナー等発表資料
- エ) 研修用教材
- オ) 「母子栄養改善のためのPHCデリバリー戦略」の普及ガイド (案)

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサ

ルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2～3ページ程度）
- イ) 活動に関する写真（1～2ページ程度）
- ウ) 業務従事者の従事計画／実績表（A3版1ページ程度）

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年12月上旬に開始し、2026年1月下旬の終了を予定している。以下の通り、2つの期間に分けた業務実施を想定している。

第1期：2021年12月～2022年11月

第2期：2022年12月～2026年1月

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約93人月（現地：90人月、国内：3人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／栄養（1号）
- ② 母子保健（3号）
- ③ 地域保健（3号）
- ④ 組織マネジメント
- ⑤ 行動変容コミュニケーション

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。ただしキャパシティビルディングの観点から、調査の過程において適宜、C/Pの関与を求め、能力強化を図るよう計画する。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

必要経費については再委託費をそれぞれで上限300万円とし、別見積もりとする。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

### (4) 配布資料／公開資料等

本業務に関する以下の資料を JICA人間開発部保健第一グループ第一チーム（メール：[hmge1@jica.go.jp](mailto:hmge1@jica.go.jp)）にて配布します。

#### 1) 配布資料

- グアテマラ国 プライマリ・ヘルスケアを通じた母子栄養改善プロジェクト基本計画策定調査報告書

- グアテマラ国 プライマリ・ヘルスケアを通じた母子栄養改善プロジェクト Plan of Operation (PO)
- グアテマラ国 妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト 第1期 進捗報告書 (含、ベースライン調査結果)
- グアテマラ国 妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト 第2期 モニタリングシート ver.8 (含、エンドライン調査結果)

## 2) 公開資料

- グアテマラ国 ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県 母と子どもの健康プロジェクト終了時評価合同評価報告書[電子資料]  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000043868>
- グアテマラ共和国 ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母と子どもの健康プロジェクト中間レビュー調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000014695>
- 保健セクター情報収集・確認調査 グアテマラ共和国 保健セクター分析報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000008046>
- Gran Cruzada Nacional por la Nutrición  
[Documento-tecnico-Gran-Cruzada-Nacional\\_17HD.pdf](Documento-tecnico-Gran-Cruzada-Nacional_17HD.pdf) (siinsan.gob.gt)
- Normas de Atención Salud Integral para Primero y Segundo Nivel 2018  
<https://www.mspas.gob.gt/index.php/component/jdownloads/category/251-normas-de-atencion?Itemid=-1>
- Guía de Acciones Extramuros  
[http://bvs.gt/eblueinfo/All/All\\_029.pdf](http://bvs.gt/eblueinfo/All/All_029.pdf)

## (5) 対象国の便宜供与

2021年8月に締結されたR/Dに基づき、C/Pの配置、執務スペース及び備品の提供、C/Pの旅費やその他必要経費が提供される。

## (6) その他留意事項

### 1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAグアテマラ事務所、在グアテマラ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制を業務計画書案に記載する。

### 2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### 3) 供与機材調達

当該コンサルタントによる調達機材としては、ポータブルプロジェクター2台、プ

リンター1台、コピー機1台、スキャナー1台、モニタリング評価等に最低限必要なパソコン複数台を想定しているが、見積書では100万円を積算することとし、業務開始後に各機材の必要性について確認の上、打合簿で調達機材について確認し、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に基づき調達する。なお、プロジェクト車両（2台）をプロジェクト開始前にJICA事務所にて調達予定であるため、同車両にかかる関係費（運転手、燃料費、メンテナンス費、保険等）のみ見積書に含めるものとする。開始前に調達が間に合わない場合は、レンタカーを活用することとする。

#### 4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上